

デジタル乗車券取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>デジタル乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2024年6月17日規則第64号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「販売システム」とは、当社、株式会社スルッとKANSAIその他事業者がオンラインで運営する各種デジタル乗車券の販売場所をいう。</p> <p>(2) 「対応端末」とは、販売システムの利用が可能なWEBブラウザ又は販売システムを運営する事業者（以下「販売システム運営事業者」という。）が指定したアプリケーションを動作させる情報端末をいう。</p> <p>(3) 「乗車券情報」とは、デジタル乗車券の通用区間、通用期間、運賃額、発行の日付及び使用・未使用の状況その他乗車に必要な情報をいう。</p> <p>(4) 「対応改札機」とは、旅客が提示する識別情報を読み取る改札機をいう。</p> <p>(運賃及び料金の支払い)</p> <p>第4条 デジタル乗車券で発行する乗車券の運賃及び料金は、販売システム運営事業者が定める方法で支払わなければならない。</p> <p>(使用開始処理)</p> <p>第9条 デジタル乗車券は、デジタル乗車券の使用開始可能期間中に、販売システム運営事業者が定める方法に従って、旅客が対応端末を用いて使用開始の操作（以下「使用開始処理」という。）をすることにより、使用することができる。</p>	<p>デジタル乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2024年6月17日規則第64号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「販売システム」とは、当社、株式会社スルッとKANSAIその他事業者がオンラインで運営する各種デジタル乗車券の販売場所をいう。</p> <p>(2) 「対応端末」とは、販売システムの利用が可能なWEBブラウザを動作させる情報端末をいう。</p> <p>(3) 「乗車券情報」とは、デジタル乗車券の通用区間、通用期間、運賃額、発行の日付及び使用・未使用の状況その他乗車に必要な情報をいう。</p> <p>(4) 「対応改札機」とは、旅客が提示する識別情報を読み取る改札機をいう。</p> <p>(運賃及び料金の支払い)</p> <p>第4条 デジタル乗車券で発行する乗車券の運賃及び料金は、<u>販売システムを運営する事業者（以下「販売システム運営事業者」という。）</u>が定める方法で支払わなければならない。</p> <p>(使用開始処理)</p> <p>第9条 デジタル乗車券は、デジタル乗車券の使用開始可能期間中に、販売システム運営事業者が定める方法に従って、旅客が対応端末を用いて使用開始の操作（以下「使用開始処理」という。）をすることにより、使用することができる。</p>	

2 デジタル乗車券の通用期間は、使用開始処理をした時点から起算する。

3 旅客は、販売システム運営事業者が定める場合を除き、使用開始処理をした対応端末と異なる対応端末で、デジタル乗車券を使用することはできない。

(使用上の制限事項)

第14条 旅客は、当社、社局又は販売システム運営事業者において使用を制限されたデジタル乗車券を使用することができない。また、当社線又は社局線を乗車中に使用を制限された場合には、降車駅において出場することができないものとする。

附 則

この規則は、2025年1月10日から施行する。

2 デジタル乗車券の通用期間は、使用開始処理をした時点から起算する。

3 旅客は、使用開始処理をした対応端末と異なる対応端末で、デジタル乗車券を使用することはできない。

(使用上の制限事項)

第14条 旅客は、当社又は社局において使用を制限されたデジタル乗車券を使用することができない。また、当社線又は社局線を乗車中に使用を制限された場合には、降車駅において出場することができないものとする。